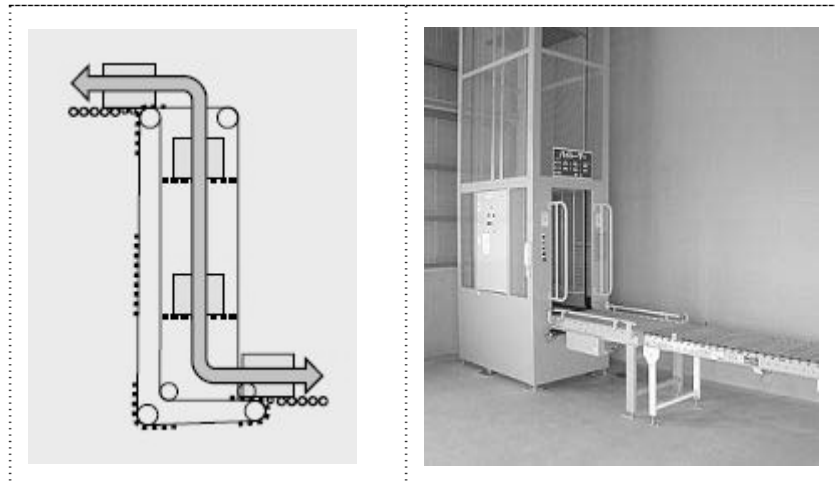


垂直搬送機 の非定常作業における労働災害防止対策



垂直搬送機のイメージ図

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から関係団体あて 「垂直搬送機の非定常作業における労働災害防止対策の徹底について（要請）」（平成25年4月19日基安安発0419第1号）の概要である。

＊ 細部は要請文を直接確認されるようお願いします。

搬器やカウンターウェイトの可動範囲内への進入をせず(進入時自動運転停止)に作業を行えるようにするための措置	
メーカー	通常作業時だけでなく非定常作業時においても搬器やカウンターウェイトの可動範囲内への進入をせずに作業を行えるようにするため、また、可動範囲内への進入を行わざるを得ない場合には労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第107条（掃除等の場合の運転停止）の規定を遵守できるようにするために、次の安全防護を実施すること。 ア 搬器やカウンターウェイトの可動範囲内に身体が入らないよう覆い、囲い、安全 柵等を設けること。 イ 搬器やカウンターウェイトの可動範囲内に作業者が接近した場合に垂直搬送機の運転を停止する構造とすること（例えば、搬器の可動範囲に作業者が接近したことを検知し、検知後直ちに垂直搬送機の作動を停止させ、かつ、再起動の操作をしなければ垂直搬送機が作動しない機能を有する光線式安全装置、超音波センサー等を利用した安全装置等を備えること。）。 ウ 垂直搬送機の起動装置は施錠できる構造とすること。
ユーザー	垂直搬送機に安全防護（メーカーの実施事項のアイウ）が実施されているか確認し、実施されていない場合には実施すること。
メンテナンス業者等	垂直搬送機に安全防護（メーカーの実施事項のアイウ）が実施されているか確認し、実施されていない場合には発注者に対して実施を求めること。

メーカー・ユーザー・メンテナンス業者に対して求められる非定常作業に関するリスクアセスメント関係の実施事項の記述は省略していること。

取扱説明書・作業手順書の整備	
メーカー	1) 取扱説明書には異常処理作業、保全等作業、組立・解体作業等の非定常作業に関する作業標準を記載すること。 2) 非定常作業に関する取扱説明書には、従事する作業者に対してあらかじめ安全教育を行うことを記載すること。 3) 異常処理作業及び保全等作業を行う場合においては、垂直搬送機の電源を遮断し、起動装置を施錠し、当該起動装置に作業中である旨を表示すること、複数の作業者が作業を行う場合における合図の方法及び安全の確認方法を決めること等の注意事項を記載すること。 4) 残留リスク情報及びその他の必要な情報は、残留リスクマップ及び残留リスク一覧として、取扱説明書の冒頭等認識しやすい箇所に記載すること。
ユーザー	1) 異常処理作業、保全等作業の非定常作業時用の作業手順書を整備すること。 2) その際、搬器やカウンターウェイトの可動範囲内への進入をせずに作業を行う作業手順とし、可動範囲内への進入を行わざるを得ない場合には、垂直搬送機の電源を遮断し、起動装置を施錠し、当該起動装置に作業中である旨を表示するなど安衛則第107条（掃除等の場合の運転停止）の規定を遵守した作業手順とすること。 3) また、従事する作業者に対してあらかじめ安全教育を行うことを記載するほか、複数の作業者が作業を行う場合における合図の方法及び安全の確認方法等の注意事項を記載すること。 なお、ユーザーには、前記作業手順書の整備に加えて以下の安全教育の実施等が要求されている。 イ 安全教育の実施 前記作業手順書を用いた安全教育の実施により、作業者に作業手順書に基づく作業の徹底を図ること。 ウ 作業を他者に請け負わせる場合の留意事項 前記作業手順書を提供し、これに沿った作業を発注すること。 エ 垂直搬送機の製造等を注文する場合の留意事項 非定常作業に関する作業標準及び注意事項を取扱説明書に記載して提供することを注文時の条件に含めること。
メンテナンス業者等	1) 作業者に残留リスク情報を伝えるための作業手順書を整備すること。 2) 発注者から提供された非定常作業に関する作業手順書を参考の上、搬器やカウンターウェイトの可動範囲内への進入をせずに作業を行う作業手順とし、異常処理作業及び保全等作業時に可動範囲内への進入を行わざるを得ない場合には、垂直搬送機の電源を遮断し、起動装置を施錠し、当該起動装置に作業中である旨を表示するなど安衛則第107条（掃除等の場合の運転停止）の規定を遵守した作業手順とすること。 3) また、従事する作業者に対してあらかじめ安全教育を行うことを記載するほか、複数の作業者が作業を行う場合における合図の方法及び安全の確認方法等の注意事項を記載すること。 なお、メンテナンス業者等には、前記作業手順書の整備に加えて以下の安全教育の実施等が要求されている。 イ 安全教育の実施 前記作業手順書を用いた安全教育の実施により、作業者に作業手順書に基づく作業の徹底を図ること。 ウ 作業を請け負う場合の留意事項 発注者が整備した作業手順書を提供することを求めること。

メーカーが自ら非定常作業を行う場合に実施すべき事項	
メーカー	1) 非定常作業に関する作業手順書の整備 非定常作業が行われる現場の状況や条件等に応じて、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づく保護方策を実施することにより、リスクの低減を図ること。その結果を踏まえ、作業者に残留リスク情報を伝えるための作業手順書を整備すること。その際には、通常作業時だけでなく非定常作業時においても搬器やカウンターウェイトの可動範囲内への進入をせずに作業を行う作業手順とし、異常処理作業及び保全等作業時に可動範囲内への進入を行わざるを得ない場合には、垂直搬送機の電源を遮断し、起動装置を施錠

	し、当該起動装置に作業中である旨を表示するなど安衛則第107条（掃除等の場合の運転停止）の規定を遵守した作業手順とすること。また、従事する作業者に対してあらかじめ安全教育を行うことを記載するほか、複数の作業者が作業を行う場合における合図の方法及び合図の確認方法等の注意事項を記載すること。 2) 安全教育の実施 上記アで整備した作業手順書を用いた安全教育の実施により、作業者に作業手順書に基づく作業の徹底を図ること。 3) 作業を他者に請け負わせる場合の留意事項 上記アで整備した作業手順書を提供し、これに沿った作業を発注すること。
--	---